

役員の報酬及び費用弁償規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「本協会」という。）の役員報酬の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、役員に対して支給する役員としての職務遂行の対価をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、定額報酬と執務報酬の二種とする。

(役員報酬の額)

第4条 定額報酬は、別表1のとおりとする。

- 2 執務報酬は、別表2のとおりとする。但し、その職務の対価として本協会以外から支払われる場合は、本規則に基づく支給はしないものとする。
- 3 外部役員について、定額報酬は適用しない。

(役員報酬の支給)

第5条 定額報酬は、別表1に定める額をその翌月5日に支給する。

- 2 執務報酬は、別表2に定める額をもって算出した額をその翌月5日に支給する。
- 3 支払方法は、役員の銀行口座に振り込むこととする。

(期間計算)

第6条 定額報酬及び執務報酬は、毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

- 2 理事に就任した日からその月の20日までの定額報酬は支給しない。

第3章 費用

(費用)

第7条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用のうち、県外への出張に係る交通費、宿泊費については、別表3により支払うこととする。

2 役員が前項以外にその職務を遂行するに当たって負担した費用については、その実費を支払う。

3 費用の支払いは、その実費の領収書等に基づき支払うものとする。

(費用の仮払い)

第8条 県外への出張に係る交通費、宿泊費については、事前に理事長の承認を得て、その予算金額まで仮受けることができる。

(費用の精算)

第9条 役員は、当該職務を完了したときは、すみやかに本協会へ報告し、領収書等を提出のうえ、精算しなければならない。

(支給の方法)

第10条 費用の支給は、銀行口座に振り込むこととする。

(費用の不支給)

第11条 費用が本協会以外から支払われる場合は、本規則に基づく支給はしないものとする。

2 県外への出張において宿泊費の負担を要しない場合は、宿泊費は支給しないものとする。

第4章 補則

(規則の改廃)

第12条 この規則を改廃するには、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規則は、平成26年8月22日から施行し、平成26年8月23日から適用する。

この規則は、平成28年8月26日から施行し、平成28年9月1日より適用する。

この規則は、平成30年9月7日から施行し、平成30年9月10日より適用する。

この規則は、令和6年9月6日から施行し、令和6年9月9日より適用する。

この規則は、令和7年8月29日から施行し、令和7年7月1日より適用する。

別表1（定額報酬）

役職名	報酬月額
理事長	160,000円
副理事長	80,000円
常任理事	70,000円
理事	10,000円
監事	40,000円

※地区長手当：上記役職のうち、地区及び従たる事務所設置規程第4条に規定する地区長を兼務する場合、30,000円を加算する。

※別表1は外部役員には適用しない。

別表2（執務報酬）

執務報酬日額	10,000円
移動を伴う場合	南部地区 2,000円加算
	中部地区 4,000円加算
	北部地区 6,000円加算
	宮古地区 6,000円加算
	八重山地区 6,000円加算
	同一地区内 2,000円加算
宿泊を伴う場合 (1日につき)	10,000円加算

※移動を伴う場合は、各地区より本協会へ移動するものとして地区別で一律に設定。

別表3（県外出張に係る交通費・宿泊費）

種 別	適 用
交 通 費	<p>次の区分により実費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道料金 (2) 船舶料金 (3) 航空料金 (4) その他の交通料金</p> <p>※レンタカーは原則不可。但し、理事長の承認を受けたときはこの限りでない。この場合レンタカ一代の実費を支給する。</p>
宿 泊 費	<p>実費。</p> <p>但し、限度額1泊20,000円</p>
※交通費・宿泊費については、高速かつ、最も経済的な方法で算出する。	